

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、
振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

特別定額給付金事業における高齢者への
配慮に関する協力依頼について
計 41 枚（本紙を除く）

Vol.844

令和2年6月10日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室、

高齢者支援課、振興課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先

TEL：03-5253-1111(内線 3979)

FAX：03-3503-7894

事務連絡
令和2年6月10日

都道府県
各指定都市民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

特別定額給付金事業における高齢者への配慮に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市区町村において、特別定額給付金（以下「給付金」という。）の支給・申請受付を開始しているところです。

給付金の受給のためには、申請手続が必要となりますが、高齢者の中には、御自身だけでは申請手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃいます。

このため、今般、高齢者の給付金の申請手続に関し、関係者の皆様に御配慮いただきたい事項について、下記のとおり整理いたしましたので、管内市区町村及び関係者へ周知いただくとともに、御協力いただきますようお願いいたします。

記

(1) 申請手続に関する支援について

給付金を受給するためには、申請手続を行う必要がありますが、高齢者の中には、郵送されてきた申請書の内容確認、必要事項の記入、市区町村への返送またはオンラインでの申請等について、御自身で対応することが難しい方もいらっしゃいます。

給付金の受給を希望する高齢者が、申請書が届いたことに気が付かないということや、申請手続を行うことができずに申請を断念するということがおこらないよう、自治体関係者や地域包括支援センター職員、民生委員、介護支援専門員、介護職員、施設職員等の関係者（以下、単に「関係者」という。）・関係団体で連携し、積極的な情報提供と申請手続に向けた支援について、可能な限り御協力をお願いいたします。

(2) 支援を必要とする高齢者への説明について

給付金の申請手続は、具体的には、市区町村が高齢者に送付する申請書に必要事項を記載し、必要書類とともに市区町村に返送するか、マイナポータルサイトからオンラインで申請を行うこととなります。（給付金の申請の流れについては別紙1リーフレット参照）

高齢者が居住する関係施設へ申請書が届いた場合や、関係者が高齢者の自宅への訪問等を通じて申請書が届いていることを確認した場合は、本人に対して申請書をお渡しいただいた上で、以下についてお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

- ① 申請書が、給付金を受け取るための大切な書類であり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには申請書に必要事項を記入して返送するか、マイナポータルサイトからオンラインで申請していただく必要があること
- ③ 御不明点等については、「特別定額給付金コールセンター」に相談可能であること（別紙1のリーフレットの電話番号を参照）

(3) 支援を必要とする高齢者の家族等への連絡及び申請・受給の代理について

御自身にて申請書を確認することが難しいといった事情がある場合は、関係者から、高齢者の御家族、後見人又は身元引受人等に対して、申請書の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

また、申請書の必要事項を自筆で記入することや、単独で給付金を受け取ることが

難しい場合には、代理人が代理で申請・受給することが可能です。

例えば、

- ・ 自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしており、市町村が特に認める者
- ・ 施設職員

による代理が考えられます。

申請・受給を代理で行う際の留意点等については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日総務省自治行政局特別定額給付金室事務連絡）（別紙2）、「特別定額給付金事業における民生委員への協力依頼に係る留意事項について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）（別紙3）、「特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について」（令和2年6月2日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）（別紙4）を参照ください。

また、「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」（令和2年5月2日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室）（別紙5）において、高齢者に成年後見人等の法定代理人がついており市区町村から当該高齢者に係る各種通知文書を成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合には、市区町村の判断により給付金の申請書についても成年後見人等に送付することを認める取扱いとしていることに御留意ください。